

入札監理小委員会
第763回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第763回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和8年5月26日（金）15：39～16：45

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

- 独立行政法人国民生活センター施設の運営等業務（独立行政法人国民生活センター）
- 循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び「循環型社会白書」作成支援等業務（環境省）

3. 閉会

<出席者>

中川主査、石田副主査、大見副主査、岡本副主査、
和田専門委員

（独立行政法人国民生活センター施設の運営等業務）

独立行政法人国民生活センター 総務部

平井会計課長

鈴木管理室長

高瀬管理室主査

（循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び「循環型社会白書」作成支援等業務）

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室

中村企画官

崎枝専門官

中嶋環境専門調査員

（事務局）

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第763回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、独立行政法人国民生活センター施設の運営等業務の実施状況について、独立行政法人国民生活センター総務部会計課、平井課長から御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は10分程度でお願いします。

○平井会計課長 分かりました。国民生活センターの平井と申します。本日はよろしくお願いたします。私のほうから、資料1-1並びに資料1-2に基づきまして御説明をさせていただきますと思います。

資料1-1を御覧いただきたいと思います。事業概要等と書いておりまして、1ポツの(2)事業内容でございますけれども、この相模原事務所におけます建物維持管理業務という形で、管理・研修棟、宿泊棟、商品テスト棟におきます清掃業務並びに警備業務、電気・機械、設備等の運転業務、環境衛生管理業務について実施をしているところでございます。

なお、相模原事務所につきましては、昭和55年に竣工いたしまして、今もう50年以上経っているという形でございます。

市場化テストにつきましては第5期目に入りまして、実施期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間という形になっています。

3ポチに入ります。受託事業者につきましては、株式会社新東美装さん。この新東美装につきましては、業種的には総合ビル管理会社という形で認識いただければと思います。

契約金額につきましては、税抜きで約8,300万程度という形でございます。

評価のほうに入らせていただきます。評価につきましては、1ページ目から2ページ目を御覧いただきたいと思います。なお、この評価をするに当たりまして、外部有識者を含めました国民生活センター内において、この本調達に関わる評価委員会を設置いたしまして、総合評価落札方式において入札を行ったところでございます。

その際のスケジュールにつきましては、以下に記載してあるとおりでございまして、入札公告については令和5年11月9日からという形で、説明会と提出期限等を定めておりまして、最終的に入札執行したのが令和6年1月23日という形で、入札公告期間につきましては48日、こちらのほうにつきましては、土日祝日、年末年始を除いておる日数になります。

実際入札を行ったところでどうなったのかというのが(2)にあります。入札説明会につきましては16者の出席がございまして、応札については3者ございました。出席希望

等、あるいは入札説明会を聞いたものの参加を見送ったという形でヒアリングを聞いたところ、入札の資格要件に満たない、あるいは、契約の状況につきましてはホームページ等で契約の公表をしておるところでございますので、現在の契約金額に見合わない、いわゆる採算が取れないという判断の下で見送ったということが大半でございました。

2ポツのサービスの質の達成状況及び評価につきましてでございます。

(1) 建物維持管理業務につきましてでございますが、サービスの質に関する指標につきまして、品質の維持、安全性の確保、快適性の確保という形でございますが、品質の維持につきまして、3ページに②の評価で記載はしておりますけれども、空調の停止が2回ほど発生したという形でございます。

安全性の確保につきましてですけれども、こちらは、清掃業務並びに警備業務の不備に起因するものについての発生回数は、ゼロ回という形でございます。

(ウ) 快適性の確保につきましてですけれども、研修の施設の利用者に対してアンケート用紙をこちらのほうで用意いたしまして、配布しているところでございます。そちら回収状況から言いますと、満足度につきましては98%を達成しているという形で、目標の要求水準であります75%をはるかに超えているという形で評価しているところでございます。

3ページ目の下段のほうにございます参考情報といたしましてなんですけれども、以下のとおり、提案、意見等を徴しているという形で、次、4ページ目になりますが、(1)のところでございます。先ほど言いました施設利用者につきましてはアンケートに記載をいただいて、その回答状況について目を通していただきまして、その要望を可能な限り、予算の許す範囲の中で、費用対効果もありますけれども、こういった形で捉えるべきなのかという形で改善要項を、早期発見に努めまして、安全性の確保を行ったところでございます。

(2) のところでございます。③のところですが、電気・機械設備等の業務に不備等があった場合につきましては、事業者のほうから、要望の依頼書という形のフォーマットに基づきまして報告をいただいているところでございます。こちらのものにつきましては、軽微なものは早々に対応すること。あとは大規模な修繕等が絡む話になりましたら、これは独法につきましては運営費交付金の中で支出をしておりますので、その予算の範囲内でこういった形が望ましいのか検討した上で、調達等をしているところでございます。

また、④の環境衛生の管理業務につきましても、設備の改修箇所があると認められたと

きにつきましては依頼を受けまして、またそちらのほうにつきましても不良箇所の発見に早期に努めまして、ある程度大事な工事にならないように、軽微的な修繕等で済ませているという状況でございます。

外部有識者の評価につきましてでございます。先ほどお話しさせていただいた内容を踏まえまして、外部有識者より意見聴取をしたところです。

(1)の建物維持管理につきましては、品質保持については引き続きやっていただきたいという形のコメントをいただいています。

②の安全性の確保につきましてですけれども、利用者がきちんと安全性を確保できているということは当たり前のことですが、うちのほうは消費者庁の担当大臣とか、視察対応があった場合があります。そういった形での負担は大きなものになりますので、そんなところで、無事に大臣視察が終えたことについては評価できるという形でございます。

快適性の確保につきましては、利用者の満足度が非常に高いという形で、引き続き維持に努めるようお願いしたいということでもございました。

3ポツですけれども、実際契約に対して支出がどうだったのかという形でございます。契約金額につきましては、各年2,800万程度という形になっておりまして、②の支出につきましては2,800万を少し超えるという形で、契約金額に比べると支出金額が多いのではないかとと思われると思うのですが、これはいわゆる人件費の固定費以外に、施設を利用するに伴いまして、時間外に運転せざるを得ない、いわゆる研修とかが17時で終わる予定が18時に終わったとか、19時になりそうだといったときにつきましては、ある程度、エアコンとか空調設備等を延長しなければなりません。

その部分に対応する分の人件費等が変動する要素がございますので、その超過勤務等に見合った形が支出実績という形で、こちらのほうは単価契約になっておりますので、その部分の実績に合わせて、支出額が若干契約金額を超えているという形でございます。

次、6ページ目に入らせていただきたいと思います。(2)の評価のところについてですけれども、中段にあります、経費については17年前の平成20年度実績額と比較すると、令和6・7年度の実績額平均は約10%の増と、削減には至らなかったという形で評価はいただいています。

しかしながら国交省のほうで、労働単価という形で労務費の単価を、実績の実態調査評価という形で、結果が発表されているものがあります。こちらについてですけれども、人件費に相当する警備員、設備技術者等の労務単価につきましては、下表のとおりという形

でございます。

令和6・7年度の労務単価が平成20年度より約50%の増加率、本業務の契約金額を100%といたしますと、人件費については約90%、物件費につきましては約10%という形で、契約金額の大半を人件費が占めているのですけれども、実績額が約10%に抑えられたことは評価できるという形でいただいています。

4ポツ目、評価のまとめでございます。(1)令和6・7年度の相模原事務所建物維持管理業務の実施状況については、重大な障害や問題は発生していません。実施要項において設定したサービスの質は一定程度確保し、業務の効率化に資するという目的は達成しているものと評価できるという形となっています。

今後の方針といたしましては、①の(ウ)前期(4期)の市場化テストと比較をしますと、入札参加者は8者から16者が増えている。応札者につきましては1者から3者という形で、競争性を確保した入札が実施できたことは非常に評価できるという形のコメントをもらっています。

(エ)ですけれども、対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標については、目標を達成したものと評価できるという形。

最後につきましてですけど、②上述のとおり、本事業については、市場化テストによって民間の知見を活用することで、サービスの質の確保を実現しているという形で、今回、サービスの質の確保もできておりますし、競争参加につきましても、参加者数も増えている、応札者数も増えているという形で、今期をもって終了することとしたいという形でございます。

これが終了するからというわけではないのですけれども、今後につきましては契約監視委員会によるチェック機能を活用しつつ、引き続き公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図って行くこととしたいという形が、まず1点でございます。

続きまして、資料1-2になります。1-2につきましては、相模原事務所の研修宿泊施設の運営業務になります。

(2)の事業内容につきましてですけれども、相模原事務所につきまして、管理・研修棟と宿泊棟におけます研修生の受入れとか窓口業務、宿泊室の清掃業務、あと、食堂と自動販売機がございますので、その運営業務を頼んでいるという形でございます。

実施期間につきましては、先ほどの建物の維持管理と同じように3年間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

受託事業者、こちらについては株式会社クリーン工房。こちらについても総合ビルメンテナンス事業をやっている会社でございます。

契約金額につきましては、税抜きで8,000万を若干上回っているという形でございます。

評価につきましてですけれども、次ページをめくっていただきたいと思います。入札の状況につきましてですけれども、こちら令和5年11月9日に入札公告をいたしたところでございます。入札説明会を12月の翌月にしたところ、1者が参加していると。入札期間が令和5年の11月9日からございまして、入札執行は令和6年の1月23日という形で、こちらにつきましても、土日祝日、年末年始を除いて、48日間の公告をしたところでございます。

評価のところでございます。仕様書等につきましては、14者仕様書を取得しにきたという形でございます。ただ、入札説明会参加者につきましては1者、結果1者応札になったという形でございます。見送った事業者について確認したところ、先ほどの建物管理と同じような形ですけれども、やはり契約金額が、入札をした影響もあるのですけれども、非常にいい数字、安い、安価で契約されているので、ちょっとこの金額では勝てないであろうという形で見送られたというのが、一番大きな要因でございます。

2ポツのサービスの質の達成状況及び評価になります。品質の維持につきましてですけれども、食堂の運営を委託する形になりますので、食中毒等の発生等があるかどうかという形で実施をしたところ、無事何事もなく終わっているという形でございます。

基本的な方針になりますけれども、施設利用者への対応、施設貸出業務並びに食堂及び自動販売機の運營業務を通して、どういう形でやっていくのがいいのかという形で、公共サービスの円滑な実施を可能とするという手法を基にやっていただいたのですけれども、実施結果についてですが、施設の貸出しにつきましては、アメニティセット、ビニール傘及び洗濯洗剤の販売、浴衣の貸出し、バスタオルの有料交換を実施いたしました。

食堂につきましては、こちらも食堂利用者にアンケートを取ったところでございます。この回答状況を踏まえまして、メニューの改善や配膳の工夫などを考慮したというところでございます。

自動販売機については、ロビー1台、宿泊棟につきましては3台、計4台やっております。

快適性の確保につきましてですけれども、こちらの利用者にもアンケートを取っており

ます。アンケートの回収率は、指標につきましては80%という形で出したところ、結論といたしましては、実施結果につきましては、令和6年度は93.7%、令和7年度は94.8%という形の結果になっております。

次ページに入ります。稼働率がどうだったのかという形でございます。稼働率につきましては、実施結果ですけれども、令和6年度は稼働率が18.8%、令和7年度は22.4%、センターの研修以外等で利用稼働率につきましては、13.9%が令和6年度、令和7年度は稼働率が23%という形で、研修業務がある、なし問わずという形で、どういう形でやっているのか、稼働率を令和6年度と7年度を比較させていただきますと、非常に伸びているという形でございます。

なぜ伸びたのかというのが次のページになります。②評価のところですが、(エ)を御覧いただきたいと思えます。(エ)の中段のところでございますが、DM発送やお礼状の郵送、前年度までの顧客に対して利用が途絶えないように営業努力をしていただいたという形と、なお、それに加えて新規開拓に努めたという形でございます。当センターの理事自らが地方公共団体等に出向いて、挨拶等で促しているところも評価できているという形で、認識しているところでございます。

新型コロナウイルスの感染のことがありまして、令和3年度と比較いたしますと、宿泊施設の徴収料金につきましては525%の増。これはもう積極的な営業努力のたまものという形で考えております。稼働率につきましては達成できなかったものの、施設利用者への対応及び施設貸出業務並びに食堂及び自動販売機の運營業務につきましては、おおむね適正に実施されたと評価されます。

参考情報につきましてはですけれども、実施に当たりまして、具体的にはこのような形でしたという形を下のほうに書いております。

先ほど述べたところでございますが、(1)につきましては、アメニティグッズ等の充実を図ったという形でございます。

(2)につきましても、先ほど事例としてお話をさせていただきましたが、営業活動といたしましてDMの発送等、あとは利用者へのフォローアップを行ったという形でございます。

③で、食堂及び自動販売機の運營業務に関わる場所ですけれども、自動販売機の中には、飲物以外に食品のものも入れようかという形で御助言をいただいたところがございますので、ラーメンとか菓子パン等を入れて商品を充実させたところがございます。

外部有識者の評価につきましてですけれども、色々こう書いてあるのですが、非常によい評価をいただいているところでございます。

④の稼働率につきまして述べさせていただきますと、2年目の稼働率の改善が評価できるという形でございます。

3ポツの経費、契約金額との比較につきましてですけれども、契約金額については、2,673万に対して2,800万、あるいは2,900万の支出金額という形になっております。こちらにつきましても、人件費の固定費のほかに、宿泊施設の時間外利用に対応したもののついての、いわゆる超過勤務に発生したものが変動要素となっておりますので、契約金額を超えた支出になっているところでございます。

評価のところでございます。当センターで実施する研修講座につきましては、令和6・7年度ともに年間25件、月平均2講座という形で少ないのですけれども、積極的に営業活動をしたという形で、研修施設の業務利用の宿泊施設収入金額につきましては、平成20年度と比べますと約250%の増となっているという形でございます。コロナ禍でなかなか対面での研修等がなくなっている状況でございますけれども、ここの部分を評価しているのではないかとこの形でコメントをいただいているところでございます。

4ポツの評価のまとめでございます。利用者アンケートに基づきまして、サービスの質の向上等につきましても要求水準を高水準で満たしたという形で評価できるという形で、コメントをいただいているところでございます。先ほども言いましたとおり、平成20年度と比較して約250%増まで向上させているという形は、非常に評価できるといただいております。

なお、最後のページになりますけれども、質の向上については評価できるのですが、入札参加については1者応札が続いているという形でございますので、1者応札の理由といたしましては、契約金額に見合わないとかいう意見のほかに、総合評価でございますので、企画書の提案までに、ちょっと書類作成までに時間を要するので、その時間をいただきたいという形がございましたので、こちらにつきましては、入札公告の掲載期間を長く持たせるとか、そういった形で仕様書の見直し等を図っていきたいという形を考えております。

最後になります。②ですけれども、研修項目につきましては、より充実させることを考えております。こちらについては一定の評価をいただいているところでございますけれども、競争性の確保ができる調達を実現するとともに、引き続き経費節減に努めることとしたいというふうに考えています。

平井からは以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より御説明をお願いします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 総務省評価（案）について御説明いたします。事業の概要につきましては、国民生活センターから御説明がありましたので省略させていただきます。

まず、建物維持管理業務につきましては、サービスの質の確保においておおむね達成と評価し、改善提案について、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が質の向上に貢献したものと評価できる。また、実施経費においては、人件費の高騰を考慮すると実質的な経費削減効果があったものと評価でき、競争性においては、3者応札となったことから改善が図られたと評価できると考えられます。

以上のとおり、市場化テスト終了プロセス運用に関する指針（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱの1の（1）の基準を満たしていることから、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられます。

次に、研修宿泊施設等運營業務につきましては、サービスの質の確保において、稼働率の向上の課題は残りましたが、改善提案について、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が質の向上に貢献したものと評価できる。実施経費においては、稼働率の向上につながる取組を積極的に実施した結果として、収入が大幅に増額となりましたが、実施経費については収入の増加を上回る経費の増加となっており、課題が残っております。また、競争性の確保については1者応札となり、課題が認められます。

サービスの質の確保、経費の削減効果、競争性の確保について課題が認められますので、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難であり、市場化テストを継続することが適当であると考えられます。

以上が事務局から総務省評価（案）の説明でございます。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました、当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

岡本委員、お願いいたします。

○岡本副主査 御説明どうもありがとうございました。まず、国民生活センター様にお伺いしたいのですが、14の方が仕様書を取りに来られた

けれども、1者しか入札されなかったという、この残りの13者というのはどのような事業者の方ですか。

○平井会計課長 平井からお答えさせていただきます。こちらにつきましても、ビルメンテナンス会社が来ているという状況でございます。仕様書を取りに来て、それを勉強したいという、興味本位で来たところもございまして、実態的になかなか突き止められない状況でございましたけれども、メンテナンス会社が多かったという形で印象を持っています。

○岡本副主査 どうもありがとうございます。ということは、宿泊施設なのにビルメンテナンスということであれば、次期に継続されるのであれば、いわゆる宿泊施設、宿泊サービスを提供されている事業者の方に多く広報されていかれるようなことを考えていらっしゃるのですか。

○平井会計課長 ほかに、公共施設で研修施設を持っているところで契約をしている案件、業務をやっている省庁もございまして、そういったところへ参加している業者に対してもちょっと声をかけるように、考えたいと思っております。

○岡本副主査 なるほど。よろしく願いいたします。

それと、ちょっともう今さら感があるのですが、ちょっと確認かたがた御質問させていただきたいのですが、宿泊施設のほうです。稼働率の向上のところ、今回大きく達成できなかったというふうに理解したのですが、ここでおっしゃっている稼働率というのは、要は研修施設ないしは宿泊施設で利用可能な日数に対して利用されている日数と、そういうようなイメージですか、大体、定義という意味では。

○鈴木管理室長 質問ありがとうございます。こちらにつきましては、私、総務管理室の鈴木から回答させていただきます。今お話があったとおり、利用可能な日数が分母となっていて、実際に利用した日数が分子という形になっております。例えばメンテナンスなどで使えないという日は分母から除いております。

○岡本副主査 ありがとうございます。そこで定義に関わってくるので、研修業務というのと研修業務以外というふうに分けていらっしゃる。ここで言っている研修業務というのは、具体的にどういう研修ですか。

○鈴木管理室長 管理室の鈴木です。この研修というのは、我々国民生活センターが自ら開催している研修になります。相手としては、全国の消費生活センターで電話を受ける相談員の方、また、消費生活センターを運営している自治体職員向けの研修がメインとなっております。

○岡本副主査 ということは、国民生活センター様のほうが決定されている研修ではないといけないということなのですね、そもそも利用できる研修というのは。というのは、利用者とか、あるいは受託民間事業者側が研修というふうに言っても、それは研修には入らずとなつて、その他の目的になると、そういう理解でよろしいですか。

○鈴木管理室長 いえ、ここで言う研修ってあくまで我々の実施する研修であつて、利用者の中には民間企業が社員研修で利用されているケースもありますけれども、そういったのはその他の利用に該当します。

○岡本副主査 ということは、受託民間事業者の方が決定されている研修でも、その他の目的に入つて利用される方がいらっしゃるということですね。何を言いたいかという、受け入れた事業者の方々の働くインセンティブはどういうところに働くのかなというふうに考えていて、受託民間事業者側が提案した研修をここでやる場合もあり得るということですね。

○鈴木管理室長 ちょっと先ほどの私の説明が分かりづらかったら申し訳なかったのですが、あくまでもこの研修というのは我々が開催する研修であつて、それ以外のものは全て外部利用という整理にしております。

○岡本副主査 すみません、私の質問が悪い。外部利用として受託民間事業者が提案している研修を行うことも、このセンター、ここの施設は可能なわけですね。

○鈴木管理室長 そのとおりです。

○岡本副主査 例えば受託民間事業者がそういう提案をしてきたのも、創意工夫としては可能だということですね。

○鈴木管理室長 そういったお客さんを誘致するのは、受託民間事業者に対して我々は期待しているところであります。

○岡本副主査 そういうことを受託民間事業者が提案していたら、インセンティブというのは受託民間事業者側に何かあるのですかね。ただ徴収料は入ってきますよね。徴収料というか、宿泊料という形で徴収されて、それは受託民間事業者側の収入としてどのぐらいカウントされるとか、そういう話はどうなっていますか。

○鈴木管理室長 宿泊や会議室利用の収入というのは、全て国民生活センターに入ります。

○岡本副主査 なるほど。受託民間事業者側にとってのインセンティブにはなり得ない。

○鈴木管理室長 はい。そのとおりです。

○岡本副主査 なるほど。

○鈴木管理室長 基準をクリアした場合にインセンティブをお支払いするという形になっております。

○岡本副主査 なるほど。分かりました。それから宿泊というのも、単なる宿泊でもこれは利用することは可能ですか。いわゆるホテルとして利用するような。

○鈴木管理室長 そうですね。必ずしも会議室を利用した研修などでなくて、宿泊だけの利用も受け入れております。例えば夏休み、冬休みの時期などは、学校の部活動で宿泊されて、そこから練習試合に行ったりとか、大会に参加したりとか、そういった御利用をいただいております。

○岡本副主査 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 和田委員、お願いいたします。

○和田専門委員 説明ありがとうございました。和田です。資料1-1の建物維持管理業務のほうについてお伺いしたいと思います。資料1-1の6ページ目のところですけど、こちらのほうに、本業務の契約金額を100%とすると、人件費が約9割という形で、その契約金額の大半を人件費が占める中、実績額が10%で抑えられているということで、経費節減ができているということで、評価できるのではないかと、そういう御説明であったと思うのです。

ちょっと気になっているところは、その後の労務単価の図表ですけど、こちらのほうを見ると、清掃員等の単価と警備員等の単価、特に清掃員等の単価というのは、平成20年から、それから令和6年、7年に対して、最低賃金等にかなりリンクするような、そういう内容なので、かなり単価が上がった形になっているかと思うのですけれども、かなり7割、8割近く増加しているということですが、全体のほうは5割弱ぐらいになっていると。

そうした清掃員等の人件費の上昇というのを、実は保全技師とか保全技術員の単価というのが、その平成20年から令和6年、7年までの物価上昇とか賃金上昇に比べて、かなり何か抑え込まれているような形になって、ここを抑え込むことによって結構人件費を抑え込んでいるように、ちょっと私のほうでは読めてしまったのですけれども、そういうような理解でよろしいのでしょうか。間違っていたらちょっと教えていただきたいのですけれども、お願いします。

○事務局 事務局からよろしいでしょうか。こちらの労務単価の表ですけども、こちらは先ほど御説明があったとおり、建築保全業務労務単価実績調査結果という、国交省が出しておられるものを機械的に出したものでございまして、おっしゃるとおり、清掃員、警

備員、こちらの単価はかなり上がっているのですけれども、保全技師及び保全技術員、これについてはなかなか数字が上がっていないという、これはもう客観的な数字として上がってきたものを計算した次第です。

以上です。

○和田専門委員 ありがとうございます。何かこの建物の保全とか維持管理とかというところになると、こちらの保全技師とか保全技術員の仕事内容というか、その辺がかなり重要度の高いところなのに、実は賃金が思うように上がっていないという形になると、このときはそれで何か一応つじつまが合っているような気がするのですが、だんだんこの保全技師とか保全技術員の人の確保が大変になったりするのではないかなということを懸念して、話をさせていただきました。

私のほうからは以上でございます。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは審議はここまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 御審議のほどありがとうございました。岡本副主査より、研修宿泊施設において14者入札説明書入手なのに、入札説明会及び応札は1者、それで13者はどういう会社だろうという御質問がありまして、ほぼビルメンテナンス会社で、次期から国等が持つ他の研修所を事業としてやっている民間業者にもアプローチしてみようということ、国民生活センターさんからお答えがありました。

あと、もう一つ岡本副主査から、稼働率について御質問がありまして、こちらについては、研修業務と研修外業務ということについての基本的な理解を御説明いただきました。

最後に和田委員から、労務単価、こちらの表についての質問がございまして、これは国交省が出している数字なので何とも言いようがないのですけれども、御懸念として、保全技師等がこれから減るはずなのに、労働単価が低いのはいかなものかなという御意見がありました。

事務局からは以上です。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえ、まず建物維持管理業務につきましては、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

次に、研修宿泊施設等運営業務につきましては、事業を継続する方向で監理委員会に報

告することといたします。

事業評価（案）の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○事務局 事務局でございます。国民生活センター様、本日はありがとうございました。事業評価の審議は以上となります。退出ボタンを押して、御退室されてください。ありがとうございました。

○鈴木管理室長 本日はお忙しいところありがとうございました。

（独立行政法人国民生活センター退室）

○中川主査 引き続き、小委員会の再開に向けて準備を行いますので、しばらくお待ちください。

○事務局 それでは、環境省様に御入室いただきます。

（環境省入室）

○中川主査 それでは、第763回入札監理小委員会を再開いたします。

初めに、循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び「循環型社会白書」作成支援等業務の実施状況について、環境省環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、中村企画官から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○中村企画官 ただいま御紹介にあずかりました、環境省循環型社会推進室で企画官をしております中村と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

皆様のお手元には、本件、委員会の資料2、そのほか非公表資料としてB-1から3が配付されておられると認識してございます。主に資料2を用いまして御説明させていただければと思っております。資料2のほうを御覧いただけますでしょうか。

今回の御審議の対象事業でございますけれども、令和7年度第五次循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び令和8年度版「循環型社会白書」作成支援等業務の実施状況報告となっております。

まず、基本方針に基づく事業の実施状況でございますが、1の事業の概要等というところでございます。

まず、本件事業の概要でございますけれども、循環型社会形成推進基本法の規定に基づいて、循環基本法においては、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るという観点から、循環型社会形成推進基本計画、いわゆる循環基本計画が策定されており、計画はおおむね5年ごとに見直されてきてございますけれども、循環基本計画に

基づいて、およそ2年に一度、施策の進捗状況を、いわゆる審議会、中央環境審議会において評価・点検することとなっております。

あわせて同法においては、各省、毎年年度報告の作成を定めておきまして、循環白書を作成して、国会に提出してきているところでございまして、本件業務を通じて、直近の一昨年の8月に閣議決定されました第五次循環基本計画の進捗状況の評価・点検の支援と、白書の作成支援等のための調査、検討を行う業務ということになってございます。

実施期間といたしましては、昨年度、令和7年の4月1日から令和8年の3月31日までとなっております。

本件事業の受託事業者は、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社となっております。契約金額としては、3,850万円（税抜き）でございます。

入札の状況でございます。こちらは本件、委員会における御指導も賜りまして、その結果として、当初の措置を講じまして、1つは入札スケジュールのほうを、公告期間をより長く確保する、また仕様書において業務状況に関する情報開示、あるいは従来業務に要した人員の開示等を行うことで工数を見積もりやすくする、もしくは過去の報告書の参照先等を明確化する、あるいは過去の報告書のURL等を明記していくといったような点、また、引継ぎに関する項目を追記して業務を受けやすくするといったような措置を講じておりました結果として、入札状況としては2者入札になりましたというところでございまして、当該2者の中から、予定価格内も2者となりまして、結果としてみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が落札したというところでございます。

事業の目的といたしましては、先ほどおおむね御説明したとおりではございますけれども、実際に循環基本法に基づいて循環基本計画の点検を行うのに必要な情報の収集や調査、それから白書の作成に必要な評価・点検、あるいは作成支援等の調査、検討といったことを行っているところでございます。

本件事業が選定されました経緯といたしましては、より高い質の確保を図るという観点から、公共サービス改革基本方針の別表において民間競争入札の対象として選定されたというところになってございます。

続きまして、資料2の3ページになります。本件事業の結果として確保されるべき質の達成状況及び評価でございます。

まず、確保されるべき質というところでございますが、先ほど申し上げました背景事情に基づきまして、実際の資源の流れ、入り口側で天然資源の投入から、最終的に廃棄され

る、もしくは再生資源として再活用するといったような物質フロー図の情報、それから図の更新、そして第五次循環基本計画に基づく循環型社会の全体像に関する物質フロー指標に関する進捗状況の整理について、有識者への意見聴取等を行いながら、情報を更新するほか、あるいは事業報告書を作成していく。

また、第五次循環基本計画において新たに盛り込まれましたデータ等の取得や指標等について検討を行って、事業報告書を作成する。

また、そのために必要な指標・データの検討に際してのワーキンググループを都内において設置・開催して、必要な専門家の委員の方に御参画いただいた上で、日程調整等関係の作業を実施していく。

そして、第五次循環基本計画の第1回の点検報告書、それから令和8年版循環型白書の作成の支援として、実際に今後の方向性について取りまとめて、点検報告書の案を作成する、あるいはそのために支援を行う、また、白書の作成について必要な施策、それから図表等を作成する原稿案を作成していくといったようなところなど、加えて先ほど申し上げました中央環境審議会においては、循環型社会部会といった部会が設置されておりまして、当該部会において点検を主たる作業として行ってございますが、当該部会における資料の作成支援等をしてきているところでございます。

(2) 評価のところでございます。個別業務の質について、今ほど御説明申し上げました作業について、実際に業務報告書から仕様書に記載のある対応が認められるというところでございます。

以上のことから、いずれの項目も確実かつ適切に実施されたと認められ、「適」と評価されることから、確保されるべき質は達成できたと、我々としては評価したいと思っております。

一つ一つ、その下の表を用いて簡単に御説明させていただければと思っております。

まず、(1) 物質フロー図の更新及び第五次循環基本計画の循環型社会の全体像に関する物質フロー指標に係る進捗状況の管理でございますが、全体像の指標や重点分野の指標を対象にして、有識者に意見聴取を行いながら、指標の更新、検討を実施し、また必要なアンケート調査を実施して、集計・分析等を行って、点検報告書に必要な情報としてインプットしてきてございます。

また、物質フローの推計結果についても、指標ごとの要因分析も実施しておりまして、そうした点を踏まえて事業報告書を作成して、確保されるべき質は確保されているという

ふうにご考えてございます。

続きまして、4ページの(2)でございます。第五次循環基本計画に係る新たな指標・データの検討でございますが、第五次循環基本計画において、循環型社会ビジネスの市場規模として測る対象範囲等を見直すための検討等も実施いたしまして、これまでの議論も踏まえながら、対象範囲の案等を整理してございます。

また、地域別に発生抑制、循環利用、焼却処理の状況を捉える指標案や、補足的に把握しておくことが望ましい参考データについて検討を行ってきてございます。

また、第六次計画に向けて必要な要素について検討・整理も実施してきておりまして、上記を基に事業報告書を作成して、確保すべき質は達成されたものと認識しております。

また、(3)ワーキンググループの設置・開催でございますけれども、都内にて4回設置・開催しておりまして、検討事項の整理、委員等の日程調整、会場手配等の関係等整備してございまして、議事録作成、専門家ヒアリングを含め、合計4回実施しており、確保されるべき質は確保されているものと認識しております。

続きまして、(4)でございますが、第五次循環基本計画の第1回点検報告書及び白書の作成支援というところでございますけれども、物質フロー指標等の状況をまとめて分かりやすく表示してございまして、また進捗状況表の作成等を実施してきてございます。また実際に、中央環境審議会の第64回循環型社会部会における資料となる必要な情報等を、検討・作成してございます。

また、そうした点を踏まえて、令和8年版循環白書に掲載すべき各図表等のデータの作成、提供等を実施してきているというところでございますが、原稿のほうを作成しておりますので、以上から、確保されるべき質は確保されたものと認識してございます。

最後に(5)でございますが、中央環境審議会循環型社会部会への対応につきましても、必要な資料の作成支援、開催支援等を実施してきており、確保されるべき質は確保されたものと認識しております。

続きまして、5ページでございます。実施経費についての評価でございますけれども、表4のとおりとなつてございまして、実際に市場化テスト実施前においては3,700万円の経費を要して、第1期における令和7年度においては3,850万の経費となつてございますけれども、実際に厚生労働省の賃金構造基本統計調査の学術研究、専門・技術サービス業等を参照いたしますと、賃金上昇分等を考慮いたしますと、実質的な経費としてはある程度の削減が認められると考えてございます。また、本件業務においては、主に人

件費といったところもそうした点を補強するものと認識しております。

続きまして、6ページでございます。4、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等というところでございます。受託事業者の中からサービス向上のための改善提案を受けて実施されてございます。具体的には、新政策を検討するワーキンググループ新設の提案がなされており、当該提案を踏まえて実施したところ、検討が深まって、実際に新たな指標・データの検討業務の質向上につながったものと認識しております。

最後になりますが、5、評価のまとめといたしましては、まず総括といたしまして、これまで御説明申し上げましたとおり、本事業の実施に当たって確保されるべき事業の質として設定された要求水準は満たしているものというふうに認識してございまして、また実施経費につきましても、直接的な削減にはなっていないものの、人件費単価の上昇等を考えますと、実質経費は削減されていることが確認できていると思っております。

また、競争性の確保につきましても、2者応札となりまして、かつ入札額はいずれも予定価格の範囲内であり、効果が確認できているかと思っております。

(2) 今後の方針といたしましては、こうした点を踏まえて、本事業の市場化テストは今期が第1期目の実施ということで、事業全体を通じての実施状況といたしまして、まず事業実施期間中に受託民間事業者が業務改善指示等を受けるとか、事業に係る法令違反行為等はございませんでした。

また、当省において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組みを備えてございます。

また、入札に当たって2者が応札し、かつ入札額はいずれも予定価格の範囲内であるということから、競争性の確保が認められるかと思っております。

4として、対象公共事業の確保されるべき質に係る達成状況について、目標を達成できているかと思っております。

5といたしまして、実施経費については、従来経費と比較して、人件費の上昇等を考慮いたしますと、経費削減の点で効果を上げているものと思っております。

以上のことから、本事業においては良好な実施結果が得られておりまして、市場化テスト終了プロセス運用に関する指針のⅡの1の(1)の基準を満たしておりますため、第2期事業をもって市場化テストを終了することとしたいと、当省としては考えているところでございます。

説明は以上になります。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より御説明をお願いします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 資料B-1、評価（案）につきまして御説明申し上げます。

1、事業の概要等ですが、こちらは実施機関より説明がございましたので、割愛させていただきます。

2 ページ目、Ⅱ、評価の結論としましては、終了プロセスに移行することが適当と考えます。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価ですが、2 ページ目から3 ページ目にかけて記載されておりますとおり、確保されるべき質は達成されております。

4 ページ、民間事業者からの改善提案につきましても、質の向上に寄与したものと評価できます。

(3) 実施経費です。実施経費は従来比で4.1%増加しておりますが、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の賃金上昇率9.6%を踏まえると、実質的には抑制されており、コスト効率の観点から一定の効果があったものと評価できます。

(4) 選定の際の課題に対する改善です。競争性に課題が認められたところ、公告期間や引継ぎ期間の延長、評価基準の見直し、仕様書の明確化を行い、結果として2者応札が実現し、改善が認められました。

(5) 評価のまとめです。業務の質につきましては目標を達成しております。民間事業者の改善提案により業務の質が向上し、また経費削減効果も認められたことから、サービスの質の維持向上と経費削減の両立が実現したものと評価しております。さらに競争性におきましても、2者応札となり、改善が図られました。

5 ページ、(6) 今後の方針ですが、本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス運用に関する指針、Ⅱ、1、(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。

以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました、当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○岡本副主査 すみません。

○中川主査 岡本委員、お願いいたします。

○岡本副主査 どうも御説明ありがとうございました。確認ですけれども、確保されるべき質ということで、文言としては、事業報告書作成とか、ワーキンググループの設置・開催ですとか、点検報告書を作成といったように、当該行為を実施すればオーケーと読めるような記述なのです。

何を申し上げたいかという、本来確保されるべき質というのはそういうことではなくて、事業報告書がどのような内容であるとか、どのようにワーキンググループを運営したとか、点検報告書をどのように作成したかだと思うのですけれども、本来確保されるべき質というものについて、環境省さんとしては、過去のURLを参考にしたらそれが分かるだろうというような御認識でしょうか。

何を申し上げたいかという、これまでみずほリサーチ&テクノロジーズが1者応札で、今回2者応札になったのですが、みずほさんは恐らく環境省のいろんな意見交換をかつて積み重ねられていて、どういう水準の報告書を書けばいいとか、どういうふうに運営すればいいかというのは分かっていると思うのです。全く知らない第三者から見ると、どのレベルの運用をすればいいか、どのような報告書を書けばいいかということが、やはり結構ハードルになるような。

恐らく白書であるとか、あるいは国会報告等をする、非常に新規の事業者からすればハードルが高い。新規の事業者が来ればいいとは思いませんけれども、やはり能力のある新規事業者が来るためには、どの程度の業務内容をすればいいのかというのが、できるだけオープンになっているほうがいいと思うのです。そのような工夫があるのか、ないのかということをお聞きしたいと思います。

○中川主査 環境省様、お願いいたします。

○中村企画官 御指摘ありがとうございます。まずおっしゃるとおりで、質の確保という観点については、何かをつくったらそれでよいということではないというのは御指摘のとおりかと思っております。実際に報告書は、そうした点、どういった情報が必要であるか、どのようなクオリティーであるべきかといった点は、ホームページで公表して、事業報告書を読めば十分に、新たな事業者においても、必要とされる質のレベルについて認知できるようになっているかと思っております。

委員会のほうの従前の御指摘も踏まえて、まさに過去の報告書のURLを、仕様書の中から明確化させていただいて、各事業者に受注なりを想定いただけるように、具体的に求

めるレベルのほうに分かるような形にさせていただきます。

あわせて、まさに循環基本計画の点検の報告書であるとか、あるいは白書自体も、子細に最終的には公表をされているものとなっております、公表時には報道発表等も実施するほか、特に白書については様々な形でPR等も行っておりますので、そうした意味では、必要とされるクオリティーについては、応札いただく事業者様にも御理解いただけるような形になっていると思っております。御指摘ありがとうございます。

○岡本副主査 どうもありがとうございます。それで、環境省様の御認識をお伺いさせていただきたいのですが、いわゆる環境を専門としているシンクタンク、あるいはコンサルティングファームという人たちと、日々お付き合いがあると思うのですが、やはりそういう人たちの中から見れば、これは入札するような案件なのですか。私が言うのもちょっと立場として変な感じがするのですが、入札に付するような案件なのかどうかという御認識は、ちょっと賜りたいなと思っております。

○中村企画官 ありがとうございます。本件はおっしゃるとおり、基本的には循環基本法に基づいて行うべき業務ということだと思っておりますけれども、一方で、調査そのもの、あるいは調査に必要とされる作成支援そのもの等については、仕様書の中に明記されている記載どおりに行えば、十分に質が担保される受注者であれば、入札を通じて適切な事業者が選定できるものと思っております。

そうした意味で、なかなか最低価格落札方式での対応は困難な面がございますけれども、総合評価落札方式において入札を通じて受注者を確保する行為そのものは、妥当と考えております。

○岡本副主査 ありがとうございます。念のためもう一点だけ。資料B-3、A3横の表なので非公表の資料ですけど、この従業者の実績、能力、資格等、あるいは過去の類似業務の実績の配点を下げること、参入障壁を下げたという記述がございますよね。こういうことをされて、何か支障が出てきたとかそういうことはないですね。

○中村企画官 はい。現在のところ、その結果として直接的な支障があったということはありませんでした。その点、御指導いただいた結果として、より適切なものになったかと思っております。

○岡本副主査 ありがとうございます。

以上です。

○中川主査 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは審議はここまでとさせていただきます。事務局から、何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局からは特にございません。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価（案）の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○中村企画官 ありがとうございました。よろしくをお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。事務局でございます。環境省様、それでは評価の御審議は以上となりますので、退出ボタンを押して、御退室されてください。

○中村企画官 退室させていただきます。

(環境省退室)

○事務局 すみません、事務局でございます。事務局から報告でございます。

ここで、先々週、5月12日火曜日に開催の第759回入札監理小委員会で御審議いただきました国土交通省の性能評価センター機械施設保全業務の事業評価につきまして、事務局で再検討した結果を、谷口参事官より御説明、御報告申し上げます。

○谷口参事官 事務局でございます。5月12日に御審議いただきました、国交省の性能評価センター機械施設保全業務の評価（案）につきまして、事務局から御報告いたします。

当日の小委員会では終了をお認めいただいたところでございますが、会議の場でいただきました御意見などを踏まえまして、事務局としては結論を、終了ではなく、継続とすることで評価（案）の修正をしたいと考えております。つきましては、今後評価書（案）を修正しまして、後日、皆様に御覧いただいた上で、本委員会のほうに御報告させていただければと存じますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○中川主査 ありがとうございました。

— 了 —